

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

436

13/11/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

【論説】「核兵器の非人道性」声明、 日本の賛同は何を意味するか？

「賛同」を活かす国際環境に注目

梅林 宏道(主筆)

核軍縮の停滞を打ち破るための新しい試みが顕在化している。それらの流れ全体を視野に入れながら、日本が初めて「核兵器の非人道性」共同声明に賛同したことを考えたい。なぜ賛同したのか？どう評価するのか？今、市民は何を進展させるべきなのか？

世論が政府の行動を変えた

議論の混乱をさけるために、同じタイトルを持つ2つの決議の区別をしておきたい。

本誌前号で紹介したように、10月21日に同じタイトルをもった「核兵器の非人道性」に関する共同声明が2つ発表された。ニュージーランドが提案したもの(本誌前号に訳出)とオーストラリアが提案したもの(2ページに全訳)である。日本政府は両声明に賛同した唯一の国である。

両方とも「核兵器の非人道性」を核軍縮に関する思考の原点に据えるべきである、という認識においては一致している。しかし、前者のみが「核兵器の非人道的影響を考えるならば、いかなる状況においても2度と核兵器を使ってはならない」との趣旨を述べている。以後、本稿では、この声明を「不使用声明」と呼ぶ。

さて、不使用声明と同趣旨の声明は4回出された。①昨年(2012年)のNPT準備委員会に始まり、②第67回国連総会第1委員会、③今年春のNPT準備委員会、そして、④現在の第68回総会第1委員会へと続いた。賛同を拒否していた、日本政府は4回目になって初めて賛同の署名に加わった。

過去に署名しなかった理由について、日本政府は、声明の趣旨が日本の置かれている安全保

障環境との整合性が取れないと説明していた。その意味するところは、日本を取り巻く安全保障環境は米国の核の傘を必要としており、それが不使用声明と相容れないということであった。この解釈に日本政府関係者が異を唱えたことはない。

では、今回の共同声明になぜ署名することができたのだろうか？

声明の文言を読み比べても、その答えは出てこない。以下に述べるように、日本政府も説明が出来なかった。

日本政府は、今回の不使用声明は、日本の政策と整合するように修正されたので、賛同できたのだと説明した。より具体的な説明を求めるメ

今号の内容

「核の不使用声明」への 日本の賛同の意味

<資料1>オーストラリア等の声明(全訳)

<資料2>地球市民集会ナガサキ・アピール2013(全文)

無人機攻撃に国際法規制を

<資料1>エマーソン氏の間接報告(抜粋訳)

<資料2>ヘインズ氏の間接報告(抜粋訳)

イラン核問題の動向

ディアの要求に対して、日本政府は誤った情報を与えて辻褃合わせを試みたようである。私が調べた有力紙ほとんどが、声明骨子の箇条書きの中に、次の一項目を書いている。

「核軍縮に向けた全てのアプローチと努力の支持」

声明は、日本の政策も含めてその努力を支持している、と言うのである。しかし、声明文のどこにもそのような内容は入っていない。メディアは見事に騙されたように見える。問題の部分の意味は「非人道的影響への意識が、すべてのアプローチと努力を下支え(underpin)すべきである」ということであって、「下支える」主語は「非人道性への意識」である。すべてのメディアが外務省骨子に引きずられたのは不可解なことである。詳述しないが、10月22日の外務大臣談話は、原文に近い言葉を述べており、その結果、なぜ賛同に転じたのかについての説明ができていない。

説明にもつかない説明をして日本政府が賛同に転じた本当の理由は、間違いなく強まる世論への防戦であったととらえるべきであろう。世論の高まりが、広島出身の岸田外務大臣の決断を促したのである。

大きな流れの中に置こう

声明の問題の個所は、実際には、日本政府の歪曲とは逆に日本の政策変更を真摯に要求している。すなわち、日本政府の「核の傘を維持しつつ、ステップ・バイ・ステップの核軍縮を進める」という「アプローチと努力」も含めて、すべては「核兵器の非人道性」という基本認識に立つべきだ、と声明は主張しているのである。それは「いかな

る状況においても2度と核兵器を使ってはならない」という主張に導かれる。

日本の核政策は「不使用声明」への整合性を求められている。

この状況を活かすために、「不使用声明」がなぜ発せられているのか、その背後にある大きな核軍縮の流れを振り返りたい。

すなわち、2011年以来、核保有国は約束したにもかかわらず、言のみを弄して核軍縮はほとんど進んでいない。この状況を何とか前に動かしたいと熱望する良心的な国々や人々が、創意を凝らした闘いを挑んでいるのである。具体的には、①核兵器の非人道性の焦点化、②核軍縮に関する初めての国連公開作業部会(OEWG)の開催、③核軍縮に関する初めての国連総会ハイレベル会合(HLM)の3つが実現している。

しかし、国連総会第1委員会が終わったいま、これらが具体的な成果を生むには、まだ情勢が混沌としていると言わざるを得ない。私には、歴史から無二の使命を得ている被爆国日本がリーダーシップをとらないことが、この混沌の根本原因を作っている、と見える。

11月4日に出された長崎アピール(3ページ)は、日本政府に対する特別のアピールを行った。日本の核政策を何を手掛かりに変えるのか、今の状況を活かした、モラルとスピリッツに満ちた政策的議論が日本の市民に求められているのではないだろうか？

紙幅がなくなったが、国連事務総長に対して北東アジア非核兵器地帯に取り組むべきだという勧告が総長の助言者委員会から出された。これは日本において「核の傘」への議論を深めるための新しい環境が生まれたことを意味する。この画期的な機会を活かしたい。M

【資料1】オーストラリア等の非人道的共同声明(全訳)

第68回国連総会第1委員会

2013年10月21日

ピーター・ウォルコット(ジュネーブ国際連合オーストラリア常駐代表、軍縮大使)

核兵器の人道的结果に関する共同声明

議長、

私は、オーストラリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、ドイツ、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、ならびにトルコを代表し、発言します。私たちは、ニュージーランドによって数多くの国を代表して発表される核兵器使用の壊滅的な

人道的结果に関する声明を歓迎します。

2010年NPT再検討会議の最終文書においてすべての加盟国によって支持されたように、核兵器爆発による破壊的な短期および長期の人道的影響は明確な懸念です。これはまた、今年初めのオスロでの核兵器の人道的影響に関する会議で明らかに示されました。

これが核兵器のない世界という共通の目標を達成し、維持するという私たちの断固とした責務を切迫感を持って再確認する理由なのです。

この目標を達成するためには、すべての国のハイレベルの政治意志が必要ですが、期待は核武装国に最も重くかかっています。

人道的影響への懸念は、2010年NPT行動計画の履行を通じた努力を含め、効果的な軍縮に向けた私たちの実際的かつ持続的な努力の基礎とな

る認識でなければなりません。核兵器保有国を実質的かつ建設的に関与させ、また核兵器の議論における安全保障と人道性の両側面を認識することなしには、核兵器の禁止自体がそれらの廃絶を保証することはありません。

この目標を達成するためには、すべての国家が核兵器の使用を防止し、垂直的・水平的拡散を防止し、また核軍縮を達成するために協働する必要があります。これは、核不拡散条約の目標を達成することやその普遍性を実現することを通じたものを含みます。

私たちは、すべての国家が相互に補強しあう軍縮と不拡散という目標に貢献できる実質的かつ効果的な手段へ明確な焦点をあて、あらゆる関連した議論の場に積極的かつ建設的に参加することを奨励します。

私たちは、核兵器のないより安全な未来を確保する最善の機会を私たち全員および未来の世代に提供するた

めに、核軍縮および不拡散へのあらゆる努力を強化することに献身し続けるべきだと確信しています。

私たちは、メキシコによる人道的側面に関するフォローアップ会議の開催の提案を歓迎し、すべての国家が参

加することを推奨します。

ありがとうございました。

(訳:宮野史康、ピースデポ)

【資料2】長崎アピール2013(全文)

1986年以降、5万発以上の核兵器が廃絶されたが、未だ1万7千発の核兵器が存在する。これらの大量破壊兵器の一部でも地球上の文明と生命に終止符を打つことができる。今日、9か国が核兵器を保有し、5か国が自国の領土に米国の核兵器を配備している。また多くの国が自国の安全を核保有国の核の傘に依存している。核兵器廃絶のために生涯を捧げ、この世を去った被爆者は数知れない。

核兵器の爆発による絶滅の危険が、偶発的あるいは計算違いにせよ、意図的にせよ、人類の未来に暗い影を投げている。核兵器のない世界に向けた核保有国の怠慢が、核不拡散条約(NPT)の正当性を低下させている。核軍縮への「明確な」約束の不履行が、不拡散体制の信頼を低下させた。そしてその破綻すら招きかねない。

2011年3月11日、東日本大震災により起こった東京電力福島第一原子力発電所の大量かつ継続的な放射能の放出は、人間が核技術を制御できないことをまとも示した。私たちは、福島の人々の健康や生活の不安と苦悩について知り、核兵器であれ原子力であれ、放射能の危険性を改めて認識した。福島事故と、長崎・広島原爆被爆の経験は、核の惨事の影響が、時間的にも空間的にも制御できないことを示した。

このような困難な問題の一方で、明るい希望もある。被爆者が何十年も訴えてきたことであるが、近年、核兵器使用の人道的影響が改めて強調されている。1996年、国際司法裁判所は核兵器の破壊的影響に鑑み、核兵器の使用または威嚇は一般的に国際法に違反すると結論づけた。2010年NPT再検討会議の最終文書は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことへの深い懸念」と「すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認した。

また国際赤十字・赤新月社代表者会議が採択した2011年11月の決議は、核兵器の非人道性を根拠に、「国際条約を通じ核兵器の使用禁止と廃絶のための交渉を完結する」必要性を明確に訴えた。2010年以降、核兵器の人道的影響が国連総会と2015年NPT再検討会議に向けた準備委員会で議論された。さらには、本年3月、ノルウエー

政府の主催により「核兵器の人道的影響に関する国際会議」が開催された。2014年2月にはオスロ会議の後継会議がメキシコ政府の主催で開催される。私たちはこのような流れを歓迎するとともに、この流れが核兵器の禁止と廃絶を達成するための世界的な努力に貢献することを期待する。

2010年NPT再検討会議は、加盟国が核兵器禁止条約に向けた交渉を含む国連事務総長の核軍縮5項目に留意し、「核兵器のない世界を実現し維持するために必要な枠組みを確立するために特別の努力をする必要性」について合意した。本年5月、6月、8月には核兵器のない世界の実現と維持のための多国間交渉を前進させるべき諸提案を作成する目的をもって、国連公開作業部会(OEWG)がジュネーブで初めて開かれた。政府代表と市民社会が対等に議論できる新しい状況が生まれたのである。このことは、軍縮会議(CD)が17年の停滞から脱し、非公式の核軍縮作業部会を設置することを促した。また、本年9月には国連総会において初めての核軍縮に関するハイレベル会合が開催された。その結果、9月26日を「国際核兵器廃絶デー」に制定し、核軍縮に関するハイレベル会議の2018年までの開催を求めた非同盟運動の提案が生み出された。私たちはこのような努力が継続されるよう希望する。

私たちは、核兵器は無差別大量破壊兵器であり、その使用はいかなる理由があっても許されない非人道兵器であることを改めて強調する。核抑止が自国の安全を保証するという考えは幻想である。核兵器が使用されると、人的被害は国境と世代を越えて広がり、地球規模での環境と生態系の破壊を招くであろう。限定的な核戦争でも地球規模の「核の飢餓」を起こし、何十億人もの死につながるであろう。

このようなことから、私たちは次のような具体的な行動を訴える。

1 核兵器の全面禁止と廃絶に向かう外交交渉が速やかに開始されるべきであり、2014年に交渉を始めるよう求める。そしてこれらの交渉が2015年NPT再検討会議、および、2018年までの開催が提案されているハイレベル会議において、支持されることを求める。

2 核兵器国、とりわけ最大の核戦力を

有する米国とロシアは、二国間あるいは一国的な措置として、戦略・非戦略、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器の大幅削減に取り組むべきである。同時に、すべての核保有国は核兵器システムの開発と近代化を中止すべきである。そして、それらに使われている莫大な資金や科学的資源を社会的、経済的ニーズに再配分すべきである。

3 すべての国家は、あらゆる軍事・外交における核兵器の役割と重要性をいっそう低減しなければならない。核兵器保有国と保有国の「核の傘」に依存する国々は特別の責務を負う。非保有国は国内法の制定や核兵器産業からの投資の撤退など、核兵器を非合法化し、それを「忌むべきもの」にするための措置をとることができる。

4 世界の政府と市民社会は、「広島・長崎への原爆投下は、甚大かつ無差別な被害をもたらした故に、戦争の行為を規定する最も基本的な法的原則に違反する」との1963年12月8日の下田裁判東京地裁判決の50周年が近づいているのを機に、この判決を広く伝えなければならない。

5 核廃絶のためのキャンペーンー平和首長会議、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)、グローバルネットワーク・アボリション2000、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)、核戦争防止国際医師会議(IPPNW)などへの市民の一層の参加を奨励しよう。とりわけ世界の若者の参加を歓迎する。

6 非核兵器地帯は安全保障における核兵器の役割を低減し、地域的に核兵器が使用される危険を減らす。また、拡大核抑止への依存に替わる実現可能でより安全な選択肢を提供する。私たちは、中東、北東アジア、北極圏などの非核兵器地帯設立への一層の努力を求める。

7 福島第一原発事故は福島県民に計り知れない被害と苦しみをもたらしている。この事故の責任の問題をおろそかにすべきではない。市民社会は、避難住民への支援や被災地域の再生などの取り組みを支援しなければならない。「フクシマ」を風化させてはならない。原発事故関連の情報は、隠すことなく公開されるべきである。放射線に被ばくした人々には長期的な医療支援が保証されるべきである。

8 福島の事故は、原子力に依存し続けることができないことを私たちに教えた。被爆者の体験は、1982年、国連で山口仙二さんが訴えたような「ノー・モア・ヒロシマ/ノー・モア・ナガサキ/ノー・モア・ヒバクシャ/ノー・モア・ウオー」という認識をもたらした。福島の事故は「ノー・モア・フクシマ」と叫ぶことを要求している。

唯一の戦争被爆国でありながら米国の「核の傘」に依存する日本は、核兵器のない世界の実現を先導すべき特別な責務を有している。

1 本年10月21日、国連総会第一委員会において日本政府が125か国による「核兵器の人的影響に関する共同声明」に賛同したことを、私たちは歓迎する。しかしながら、本年10月3日の日米安全保障共同声明を残念に思う。この声明では、核兵器、通常兵器を含むあらゆる範囲の米国の軍事力により日本の安全を守るという同盟関係を再確認した。「いかなる状況下においても」核兵器が

使用されないことに人類の生存がかかっていると明確に述べた125か国共同声明に沿って、日本政府は「核の傘」依存政策の変更に進むべきである。

2 私たちは、日本政府が北東アジア非核兵器地帯設立に向かうことこそが核兵器に依存しない安全保障につながる近道であると確信する。532に及ぶ日本の自治体首長も同じ考えを表明している。2010年7月22日の日韓の超党派の国会議員83人も同様の考えを表明した。本年9月には、モンゴル大統領が国連総会において、北東アジア非核兵器地帯の創設を積極的に支援する意向を初めて表明した。日本政府が韓国政府と協議し、地帯実現に向けた共同の取り組みを開始することを求める。

3 日本政府が、核兵器の廃絶のために不可欠な手段として、核兵器の破壊的、非人道的な結果について世界に伝えるよう求める。2014年4月に広島で開かれる軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)外相会合の場を活用するとともに、2016年に日本で開催される主要国首脳会議に参加する

政治指導者と政府関係者が被爆地広島・長崎を訪問するよう働きかけるべきである。

4 日本政府が、福島の放射能危機を安定化させ、封じ込め、監視する上で、独立した国際的な専門家の協力を求め、受け入れるよう要請する。

第5回核兵器廃絶-地球市民集会ナガサキに参加した私たちは、米国が広島・長崎に投下した原爆の被爆者の「せめて生きている間に、核兵器廃絶を実現してほしい」という切実な声を再び聞いた。また私たちは、核兵器のない世界を達成し維持する責任を受け止めようとする若者たちの声に希望を持って耳を傾けた。私たちは3日間の感動的な交流と議論を通じて相互理解と連帯の絆を深めた。

核兵器のない世界の実現のための努力を一層強めることを誓うとともに、「ナガサキを最後の被爆地に」と改めて世界の人々に訴える。

2013年11月4日
第5回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ

無人機攻撃、国際法による規制検討を

国連特別報告者が中間報告で勧告

多くの民間人被害を生み出してきた無人機攻撃について、国連人権理事会の依頼を受けた2人の特別報告者による調査が進められている。今年10月、2氏による中間報告が公表された。抜粋訳を5ページの資料に示す。最終報告は来年、国連人権理事会に提出される予定である。

無人機とは何か

地上からの遠隔操作で飛行する無人機には、自然災害の観測などに活用される民間用のものから、軍事用の偵察機、高性能レーダーやカメラからなるセンサーと精密誘導ミサイル等を搭載する攻撃機まで、様々なものがある。米軍は、少なくとも18機種、約7500機を保有している¹。プレデターを改良し最新型のMQ-9リーパーと呼ばれるものは、最高高度は約1万5000m、運用高度は約3300~7600m、最長飛行時間32時間、最長航続距離約3700kmに及ぶ上、空対地ミサイルを最大16基搭載できる²。民間人被害で問題を起しているのは、このような「武装無人機」である。

米国の無人機は、基本的に米本土から遠隔操作される。攻撃は、事前の諜報活動によって攻撃対象の行動を把握した上で行われるピンポイント攻撃である。モニターを見ながら操縦桿を握る操

縦者、モニターの映像を分析するセンサー・オペレーター(SO)、地上からの情報を含めて作戦の全体状況を把握する情報調整官などが一つのグループとなって運用する。操縦者らは殺害現場をモニターで見ることになるため、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を患う事例があるという³。

米国が無人機攻撃を本格化させたのは、01年の米同時多発テロ以降である。軍事費削減の必要に迫られたオバマ政権は、米軍の規模を縮小する一方で予算配分の重点を無人機など先端技術にシフトし、地上軍投入より「安上がり」に作戦を実行できる無人機攻撃を多用するようになった。自軍の人的被害を生まないことも「メリット」とされる。アフガン、パキスタン北西部、イエメン、最近ではソマリアでも無人機攻撃を実施している。

無人機の製造と運用は、米国が主導的な位置を占め、イスラエル、英国がそれに続いてきた。無人

攻撃機を保有しているのは現在、米英とイスラエルだけであるが、仏独も調達を進めており、中国も開発と訓練を始めるなど、導入の動きが急速に広がっている⁴。日本も、高高度無人偵察機グローバルホークの15年度導入を目指して、3機を購入する方針を決めている。

増える民間人被害、高まる批判

02年2月にアフガンで最初の民間人被害が報告されて以降、無人機攻撃による市民の犠牲が後を絶たない。例えば、イエメンでは12年9月、攻撃対象の車を狙った無人機のミサイルが後続のバスに命中して、子どもを含む民間人10数名が死亡した⁵。だが、報じられる事例は氷山の一角であり、民間人被害の全体像は明らかにされていない。

誤爆や巻き添えによる被害も多発しているが、より本質的な原因は、操縦者やSOが現場にいないという兵器の特性にある。戦場の現実に疎いSOがモニターの映像のみから民間人と戦闘員との区別を行うのは容易ではない上、自軍の兵士の犠牲を生まないため、攻撃に踏み切る判断をより安易に行う危険性が指摘されている。あるSOは「現場から遠ざかるほど、人は現実感を失う」と指摘している⁶。

米政府は「無人機攻撃は国内外の法的義務を満たしている」との立場をとっている。国内外の批判の高まりに対応を迫られたオバマ大統領は、今年5月23日に国防大学で行った演説の中で、無人機攻撃は「米国人にとって差し迫った脅威」と認定した人物に対して、拘束が困難な場合に限って使用するとの方針を表明した⁷。だが、無人機攻撃の実態はほとんど公表されておらず、攻撃対象の認定基準も使用の妥当性も具体的に検証することはできない。

特別報告者の中間報告

そうした中で、国連人権理事会は今年1月に無人機攻撃に関して初めての調査を行うべく、2人の特別報告者に調査を依頼した。

(a) エマーソン氏の中間報告

英国人の弁護士であるベン・エマーソン氏は、無人機攻撃とそれによる民間人被害の事例を調査し、民間人の死者数をパキスタンで400～600人、アフガンで58人、イエメンで21～58人と推計している。リビア、イラク、ソマリア、パレスチナ自治区のガザでも調査が継続中である。

エマーソン報告は、国際人道法の原則に従って使用されるなら、無人機は「武力紛争における民間人被害のリスクを軽減することができる」とし


ながら、「現時点で明白な国際的合意のない数多くの法的な論点が存在する」と指摘し、国家間の合意を追求する必要性を指摘している。また、米国を名指しして、国外での「対テロ作戦」に関する情報や無人機攻撃による民間人被害のデータを公開するよう勧告している。

(b) ヘインズ氏の中間報告

南アフリカ人の法学者であるクリストフ・ヘインズ氏は、国際法枠組みとの関わりから無人機攻撃を分析している。ヘインズ報告もまた、無人機は「それ自体としては違法な兵器ではない」とする。その上で、国際法上の「武力紛争」において行われる限り、無人機攻撃にも、国際人道法に基づいて戦闘員と民間人の区別や過剰な民間人被害を生まないことを要求する諸原則が適用される一方、非国家主体に対して行われている武力行使には「武力紛争」と言えない場合があり、その場合には警察的及び司法的な手続きによらない「生存の剥奪」を厳格に禁じる国際人権法の諸原則が適用されなければならないとしている。

同報告はまた、無人機攻撃に国際法を適用する上での問題点として、司法手続きを経ずに殺害することの合法性の問題、市民と戦闘員との区別の仕方、法的根拠として主張される「自衛権」の妥当性などの論点を整理した上で、情報の不足から国際法適用の国際的合意が存在していないという現状を指摘するとともに、確定的な結論を示していない。その上で、安保理による監視の強化、無人機を使用する国家が法的根拠と運用の透明性を明らかにすること、無人機攻撃を行った国は安保理に報告すべきこと、などを勧告している。

* * *

無人機攻撃をめぐる議論は、まだ緒についたばかりである。市民社会の努力も行われている⁸。特別報告者が指摘するとおり、国際法規制の構築を目指す上でまずは運用実態の解明が不可欠である。また、「テロリスト」と名指された者を、法的手続きを経ずに殺害するという米国主導の「対テロ」作戦そのものの問題性が問われなければならない。(吉田遼) 

注

- 1 米議会調査局(CRS)報告『米国の無人航空機システム』、12年1月3日更新。
- 2 注1に同じ。
- 3 P・W・シンガー『ロボット兵士の戦争』(NHK出版、2010年)参照。
- 4 谷口長世「無人機への国際的規制は可能か」、『世界』13年12月号参照。
- 5 朝日新聞、13年10月19日。
- 6 大治朋子『勝てないアメリカ』岩波新書、2012年参照。
- 7 ホワイトハウスHPの「BRIEFING ROOM」から「Speeches & Remarks」に進み、日付で検索。
- 8 人権ウォッチ(HRW)報告書「Between a Drone and Al-Qaeda」、アムネスティ・インターナショナル(AI)報告書「Will I Be Next?」等。報告書は両団体HPに。

【資料1】ベン・エマーソン特別報告者の中間報告(抜粋訳)

2013年9月18日、国連総会、A/68/389

第4章 結論と勧告

77 もし国際人道法の原則に厳格に従って使用されるのであれば、遠隔操作の航空機は、軍司令官の状況認識を著しく改善することで、武力紛争における民間人被害のリスクを軽減することができる。

78 武力紛争において民間人を保護する国家の義務を考慮して、責任のある国家は、民間人が殺された、あるいは、殺されたと思われる場合には、迅速で独立した公平な実情調査を行い、詳細な公開の説明を行う義

務を負っていると、特別報告者は考えている。事実が不透明であり、または、情報が断片的あるいは状況的なものである場合も含めて、民間人被害が継続していたかもしれないという何らかの情報源からの妥当な示唆が存在する場合はいつでも、この義務は生じる。(略)

79 特別報告者はここに、現時点で明白な国際的合意のない数多くの法的な論点が存在することを確認する。報告者は、これらの問題について国家間の合意を追求する緊急で不可避の必要性が存在すると考えている。そのために、報告者は現在、これらの論点についての立場を明らかにするという観点から、加盟

各国と協議している。報告者は、全ての国家が可能な限り包括的に応答するよう求める。

80 とりわけ、特別報告者は米国に対して、ここで提起されている法律上及び事実上の問題についての立場をさらに明らかにすること、戦闘地域外における致命的な対テロリズム作戦に関連する情報を、可能な限り最大限、機密解除すること、そして、遠隔操作の航空機の使用によって与えた民間人被害の程度に関する自国の持つデータを、使用された評価の方法論に関する情報とともに公開することを求める。

(訳:ピースデポ)

【資料2】クリストフ・ヘインズ特別報告者の報告(抜粋訳)

2013年9月13日、国連総会、A/68/382

第4章 結論

102 (略)たとえ無人機が違法な兵器ではないとしても、それらは容易に悪用されうる。国際法の核心的規範は、テロリズムがもたらす新たな挑戦に際して放棄される必要はないし、放棄されるべきでもない。それどころか、とりわけ将来この技術にアクセスする国家の数が拡大するであろうことを考慮すると、無人機が標的の殺害を遙かに著しく容易にするということは、それらの諸基準の入念な適用の保証を促進するものとして役立つべきである。

103 潜在的な脅威に対抗するグローバルな警察機能を実質的に執行する国家が無人機を使用することは、生命の保護に危険をもたらす。なぜなら、(身柄拘束のような)国内での警察行為の手段は利用できず、攻撃目標に関するより甘い戦争法の枠組みがしばしば代わりに用いられるからである。

第5章 勧告

A. 総論

104 武力の使用に関する確立した国際法枠組み(国際人権法、国際人道法及び国家間武力行使)は、武装した無人機の使用に関する適切な枠組みを明らかにしているとみなされるべきである。

105 (略)

B. 国連に対して

106 国連憲章に基づいて自衛権が行使される場合にも、安全保障理事会の支持があることが望ましい。武装した無人機の使用に対する多国間の監視を保証する安全保障理事

会の役割は強化されるべきである。

107 自衛権が発動され、それが法に規定されたものでなく明白でもない場合、安全保障理事会は当該国家にその根拠に関する透明性を要求すべきである。

C. 武装無人機を使用している国家に対して

108 国家は、武装無人機の開発、取得及び使用について透明でなければならぬ。国家は、無人機の使用、作戦上の責任、攻撃目標設定の基準、(民間被害を含む)影響、違反の疑いとその調査及び訴追に関する情報について、法的根拠を公然と明らかにしなければならない。

109 国家は、攻撃目標設定の規範や服務規程及び交戦規則を含む実践と政策を、国際基準と合致させなければならない。ここには、国際人道法の文脈において、ある人物が民間人であるかどうか疑念がある場合、その人物を民間人とみなさなければならないという規定を遵守することも含まれる。

110 国家は、誤用に対する補償や無人機の使用に関する有意な監督、そして適切な場合には、調査及び説明責任を保証しなければならない。

111 国家は、武力紛争の間も含め、慣習法と国際法の一般原則に基づく生存権のグローバルな適用可能性に加えて、人権諸条約の域外における適用可能性を認識しなければならない。

112 無人機の操縦者は、作戦の公開が不可能な機関の内部で彼らに報告が求められるような指揮系統に位置づけられてはならない。

113 国家間の武力行使によって自衛権を発動する国家は、国連憲章第51条に従い、彼らがその領域内で武力を行使したそれぞれの国家に

関する報告を安全保障理事会に提出すべきである。もし紛争が新たな国家の領域に拡大した場合は、新たな報告が提出されるべきである。

114 これを法的義務として認めるか否かに関わらず、国家は、武力衝突の間、それが可能な場合には、殺害ではなく身柄を拘束すべきである。

D. 領域内で武装した無人機が使用された国家に対して

115 国家は、自国の人権に関する義務を履行し続けなければならない。外国による人権もしくは国際人道法に対する侵害を承認することはできないことを認識しなければならない。国家は、その国民の生存権を守る第一義的な義務は自らにあることを認識しなければならない。国家は、無人機による殺害を通じた生存権の侵害の疑いを調査し、該当する場合には補償を行わなければならない。

116 武力行使に同意する場合、国家は公然と、かつ、明白にそれを行うべきである。

E. その他の当事者に対して

117 政府間組織、諸国家及びその他の当事者、とりわけ武装した無人機の使用に関心を抱いており、あるいは、自分たちの領土及び構成物に対して無人機が使用される当事者は、全ての国家に等しく適用可能な、無人機の使用に関する確立された国際基準の正しい解釈と適用を決定するための、個別的及び集団的な合意形成のプロセスに関与すべきである。

118 市民社会は、無人機の使用の評価と監視を継続し、可能であれば拡大するべきである。

(訳:ピースデポ)

妥結に至らないまでも暫定合意は間近

協議妥結へ双方が環境づくり

イランで8月3日に保守穏健派のハサン・ロウハニ師が大統領に正式就任したのを受けて、イラン核問題の解決に向けた動きが慌ただしくなっている。9月26日、米国のケリー国務長官とイランのザリフ外務大臣がニューヨークで会談したのに続いて、翌27日、米国のオバマ大統領とロウハニ大統領が電話協議を行った。79年の両国国交断絶以来となる電撃協議だった。

本誌427-8号(13年7月15日)で報じたように、米国では政権よりも議会の方がイランに対して強硬な態度を取っている。8月2日には、上院外交関係委員会のメネンデス委員長(民主)ら76人の上院議員が、対イラン制裁を強化するよう求める書簡をオバマ大統領に送り、ロウハニ新政権を牽制した。これに対してオバマ政権は、ケリー長官やバイデン副大統領などの重鎮を動員して、対イラン交渉の妨げになる追加制裁を立法化しないよう、議会強硬派への説得を強めた。とりわけ、7月31日に下院で可決された「イラン核武装防止法案」(H.R.850)が付託されることになっている上院銀行・住宅・都市問題委員会所属の議員に熱心に働きかけている。

他方、イランは核交渉チームに変更を加えた。従来は最高安全保障委員会の事務局長であるジャリリ氏が交渉責任者を務めていたが、ロウハニ政権下では責任者がザリフ外相に替えられた。最高指導者ハメネイ師直属の組織である最高安保委から、そうでない外務省に主導権が移されたことの意味は大きい。

11月協議——急きょ閣僚級に

10月15・16日の両日、ロウハニ政権誕生後初めてとなる、イランと「P5+1」(5核兵器国+ドイツ)による協議がジュネーブで持たれた。協議終了後にイランと「P5+1」が共同声明を発したが、このような声明が出されること自体異例であった。

11月7日からは同じくジュネーブで両者の協議が始まった。この協議は元々次官級を予定していたが、交渉のゴールが見え始めたため、「P5+1」のすべてが急きょ外相・国務長官をジュネーブ入りさせて、閣僚級に格上げになった。会議は予定の2日間を超えて9日に3日目に突入したが、最終的な妥結には至らなかった。直接的には、フランスがアラクの重水炉や20%濃縮ウラ

ンの備蓄問題などで懸念を表明し、さらなる交渉を要求したことが原因であった。

11月協議では、半年間適用される暫定合意を結び、その間に最終的な包括協定の交渉を行うという2段階方式を採用することで双方が一致したとされる。暫定合意案においては、「P5+1」からイランに対し次のような要求がなされた¹。

- ・20%ウラン濃縮の停止
- ・備蓄20%ウランの無害化
- ・遠心分離機を今後設置しない
- ・すでに設置した遠心分離機を稼働させない
- ・アラクの重水炉のための燃料生産の停止
- ・濃縮施設での査察・監視の強化

その一方で、「P5+1」側は、イランの海外凍結資産の解除(30億ドル分)や、自動車・石油化学・金・レアメタル・航空機部品に対する制裁解除を提示した模様だ。

他方、国際原子力機関(IAEA)の天野事務局長は11月11日にテヘランでサレヒ原子力庁長官と会談し、直後にイラン・IAEA協力の枠組みに関する共同声明を発している²。これによれば、イランは今後3か月以内に次の初期的な措置を採用することになった。

- (1) バンダレ・アッバースのガチン鉱山に関して、相互に合意した関連情報を出し、管理されたアクセスを認める
- (2) 重水生産工場に関して、相互に合意した関連情報を出し、管理されたアクセスを認める
- (3) 全ての新研究炉に関して情報を提供する
- (4) 原子炉建設のために指定された16か所の確認に関して情報を提供する
- (5) 追加の濃縮施設に関してイランが行った発表の明確化
- (6) レーザー濃縮技術に関してイランが行った発表のさらなる明確化

イラン・「P5+1」協議はいまだまとまらず、イラン・IAEA合意も限定的な内容ではあるが、2002年にイラン核開発疑惑が起こって以来、西側とイランとの間で意味ある合意にもっとも近づいていると考えて差し支えないだろう。この機を逃してはならない。(山口響)^⑩

注

- 1 「アル・モニター」13年11月16日。
<http://backchannel.al-monitor.com/index.php/2013/11/7030/iran-nuclear-deal-close-us-says/>
- 2 IAEA・イランの共同声明のURLは以下。www.iaea.org/newscenter/pressreleases/2013/prn201323.html

日誌

2013.10.21~11.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

DRDO=インド国防研究開発機構/IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/KBS=韓国放送公社/MD=ミサイル防衛/NNSA=(米)国家核安全保障管理局/2プラス2=外務・防衛閣僚協議

12月中旬発行!

イアブック「核軍縮・平和2013」

—市民と自治体のために

監修：梅林宏道/発行：NPO法人ピースデポ/発売元：高文研/A5判 336頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料)

【特集】北東アジアにおける平和の枠組み

【特別記事】「ゴジラをなだめる：北東アジアの核抑止力」

「尖閣問題をどう解決するか」「核の飢饉」

□ 44のキーワード □ 44の一次資料

★ご注文は、同封のチラシ、またはメール・FAXで★



- 10月21日 国連総会第1委員会で「核兵器の人的影響に関する共同声明」に日本が初めて賛同。(本号参照)
- 10月21日付 ブラジルのエスタード紙、ブラジル軍が9月に巡航ミサイル「MTC300」を使った合同演習を初めて実施したと報道。
- 10月22日付 米空軍が核ミサイルの地下管制所の扉を規則に反し開放していたとして、将校4人を処分したことが明らかに。
- 10月22日 中国、地下施設攻撃用の弾道ミサイルを公表。「東風15」の改良型、射程約700km。
- 10月23日 北朝鮮外務省報道官談話、「行動対行動」原則を確認し、一方的な核放棄には応じない構えを改めて強調。
- 10月28日 イスラエル軍、同国南部のアシュケロン市に向けて発射されたパレスチナのミサイルを「アイアンドーム」で撃墜。
- 10月28日 米、ルーマニアのデベセル基地でミサイル施設着工。15年から運用予定。
- 10月28日 岸田外相、衆院国家安全保障特別委で、非人道性声明は「核抑止を含む政策が変更されるものではない」と述べる。
- 10月28日 米サイト「38ノース」、北朝鮮が東倉里で移動式ミサイル発射台の工事を進めているとする衛星写真の分析を発表。
- 10月28~29日 イランとIAEA、核開発問題解決へ向けた枠組み作りについて協議。
- 10月29日 韓国KBS、米中韓が北朝鮮に対し核開発関連活動とミサイル実験の凍結を求めることで意見が近づいていると報道。
- 10月29日 NNSA、Zマシン実験を今年7~9月に1回実施したと公表。実験は10回目。
- 10月30日 ロシア、ICBM2発の試射成功。
- 10月30日 イスラエル軍、シリア北西部の基地やダマスカス周辺を空爆。
- 10月30日 米国防総省、開発中のステルス戦闘機F35がレーダー誘導の中距離空対空

- ミサイル試射に初めて成功。
 - 10月31日 ガテマラー米國務次官補、同国のMDは中国やロシアによる弾道ミサイル攻撃には対応できないと明言。
 - 11月1日 自衛隊(陸海空)、離島防衛を主とする国内最大規模の実動演習を開始。九州・沖縄を中心に、18日まで実施。
 - 11月2日 日ロ、初の2プラス2協議を東京で開催。東アジアのMD政策などを議論。
 - 11月3日 インドDRDO、韓国での展示会で、新型戦略ミサイル「プラガティ」を公開。
 - 11月4日 国連総会第1委員会、日本が提出した核軍縮決議案を20年連続で採択。賛成164、反対1、棄権14。
 - 11月5日 イラン外務省のアフハム報道官、包括的な核協定を締結し、核兵器の全廃に向け下地を整える協議の早期開催を強調。(本号参照)
 - 11月5日 韓国政府当局、北朝鮮がミサイルエンジンの燃焼実験を13年に入って5回実施したことを明らかに。
 - 11月5日 ロックリア・米太平洋軍司令官、北朝鮮のミサイルが米本土に到達する可能性を前提に、作戦を立てるとの発言。
- 沖繩
- 10月21日 オスプレイ4機、騒音防止協定違反の飛行。夜間飛行が常態化。
 - 10月22日付 9月に発生した米軍バス小学校敷地内侵入事件に関する嘉手納町議会の抗議が、海兵隊が通訳を用意せず中止に。
 - 10月23日 県教育委、10月定例会。八重山教科書問題は結論出さず、協議継続に。
 - 10月23日付 米国防総省監査室、08~11年にオスプレイ整備書類に多数の不備を指摘。記録ミス167回、整備指示不遵守112回。
 - 10月24日 内閣府、キャンプ瑞慶覧西普天間地区を「拠点返還地」として検討。駐留軍用地跡地利用推進協議会第2回会合。

- 10月24日 名護市長選(14年1月19日投開票)に末松文信県議(自民)が出馬表明。普天間辺野古移設の是非は明言避ける。
- 10月25日 デミング元米國務副次官補、ワシントンでの東アジア外交・軍事フォーラムで、普天間について「移設困難なら代替案を」と提言。
- 10月25日付 米軍準機関紙「スターズ・アンド・ストライプス」、辺野古移設をめぐる日本政府の県知事懐柔策は「ほぼ効果なし」と指摘。1面で特集記事。
- 10月29日付 嘉手納基地、第353特殊作戦群地区に格納庫など増設計画。CV22オスプレイ配備の懸念高まる。
- 10月30日 名護市長選、島袋吉和前市長が出馬表明。辺野古移設推進を明確に示す。自民県連は末松氏支援へ。
- 10月31日 名護市長選、末松氏が出馬会見。「辺野古も(普天間移設の)選択肢の一つ」と述べる。
- 10月31日 辺野古埋め立て申請、名護市が募集した市民意見が1700件超える。
- 10月31日 防衛省、嘉手納基地新施設整備は「承認事業ではない」と衆院安保委で答弁。
- 11月1日 全駐労年休無給訴訟、原告側が貸金支払いの和解拒否。国内法の適用迫る。
- 11月1日付 伊江島補助飛行場内の6着陸帯完成。米軍が使用開始。
- 11月2日 東アジア共同体研究所(理事長：鳩山由紀夫元首相)が沖国大でシンポジウム開催。
- 11月3日付 米国防総省、海兵隊を現行の約19万5千人から約2割縮小し、15万9千人にすることを検討。
- 11月5日付 ジュゴン訴訟原告団、米国内で新訴訟検討。日本政府の米軍基地内立ち入り拒否を要求。埋立て着工を阻止する狙い。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jpに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

今号の略語

IAEA=国際原子力機関

NPT=核不拡散条約

OEWG=国連公開作業部会

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：メッセンジャーなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、吉田遼、梅林宏道